

利用者・業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対策に伴うひので斎場利用制限の一部緩和について

令和4年5月24日

秋川流域斎場組合事務局

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、ひので斎場では利用制限を実施しております。5月22日付で東京都の新型コロナウイルス感染症対策「リバウンド警戒期間における取組」が終了しましたが、新規感染者数も高止まり傾向が続いており、感染症が再拡大する懸念は未だ予断を許さない状況です。

今回、利用制限の一部緩和を行います。感染症拡大防止のため引き続きご協力をお願いいたします。

主な緩和内容

- ① 火葬場待合室・式場会席室での酒類の提供を可能とします。ただし食事の提供は20食以内の個別弁当類とし、席間隔を空けて飲食してください。大皿に盛る料理は禁止します。なお、マスクを外しての会話・過度の飲酒など感染リスクの高い行動は避けてください。
- ② お茶セット(お湯、茶葉、急須、湯飲み茶碗)のサービスを再開します。
- ③ 組合外住所者の受入れを終日再開します。(繁忙状況で制限する場合あり)

「一類感染症等」遺体火葬の一部緩和

コロナ陽性反応者遺体(同様の対応と診断されたものを含む)の火葬は、組合内住所の方のみ、万全の感染症対策準備後、午後2時以降の指定時間に受入れます。火葬後は職員が骨壺に収骨してお返しします。

「一類感染症等」の火葬対応として、原則、ご遺族の来場はできません。

ただし、諸条件を誓約いただいた場合「収骨」を可能としますので、ひので斎場事務局までご問合せください。

継続依頼する対策事項(当面の間)

- 少人数での施設利用(親族中心の小規模な通夜・告別式の実施)をお願いします。
※ 式場、会席室、火葬場待合室は各部屋定員50%内の利用制限
- 「マスクの着用、手指の消毒、咳エチケット、ソーシャルディスタンス」の励行、換気他、感染症対策に配慮した施設利用をお願いします。

※この取り扱いについては、状況の変化により急遽変更する場合があります。

※公共施設として感染防止及び安全を優先した対応をご理解ください。

【問合せ】 秋川流域斎場組合事務局 042-597-2131